

平成27年 4月30日(木)

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|---|
| 事 務 局 | <p>皆さんこんにちは。 それでは、定刻になりましたので、ただ今から 平成27年 第4回 国東市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>私は、今回、4月の人事異動で花木局長の後任でまいりました、 穴見と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>今回の異動では、ご存じのとおり、花木、有永、豊原と4名中 3職員が退職し、農業委員会はじめての私と幸いにも合併当初に 在籍経験のある秋田課長補佐そして、わたしと同じ初めての上野 主幹が新たに着任しました。</p> <p>それに、経験年数4年目の古庄主幹の以上4名で今後 新規頑 張りしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、この場を少しお借りして、一言ずつ自己紹介したい と思います。</p> <p>(自己紹介)</p> <p>また、3月の総会で農業共済理事改選により清末芳晴委員が退 任され、残り任期を国見町の平岡寛二さんが共済理事に就任され ました。新たに農業共済代表としての農業委員として4月1日付 けで、選任されました。</p> <p>ここで一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>(挨拶)</p> <p>つづきまして、本日の出席を確認します。欠席委員は、7番 古田委員、26番 佐野委員の2名です。したがって、委員 37名中35名の出席であり、農業委員会等に関する法律第21 条第3項の規定により総会は、成立することを報告いたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、ここで、秋国会長のあいさつをお願ひし、続けて、 会長には、本総会の議長をお願ひいたしたいと思います。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。 13番 上田計委員、15番 木林敏則委員を指名します。 よ ろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請 について、事務局より説明願ひます。</p> |

事務局

申請番号13号 所在は、国東町 [REDACTED]、同地 [REDACTED]、同地 [REDACTED] の3筆 地目は、いずれも田、面積は合わせて788㎡です。渡人は、国東町 [REDACTED] 歳。受人は、国東町 [REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人は、離農のため農地を処分したい。受人は、親の代より耕作しているので、今回買い取りたいということです。

次に、申請番号14号 所在は、安岐町 [REDACTED] 地目は、田 面積968㎡です。 渡人は、安岐町 [REDACTED] 歳。受人は、安岐町 [REDACTED] 歳です。申請事由は、渡人は、管理が困難なため農地を処分したいということで、受人は、経営規模を拡大したいとのことです。

次に、申請番号15号 所在は、国見町 [REDACTED] の2筆で、2筆ともに地目は畑です。面積は、2筆合わせて1,802㎡ 渡人は、三重県名張市 [REDACTED] 歳。受人は、国見町 [REDACTED] 歳です。申請事由は、渡人が、県外在住で管理できないため処分したいとのこと、受人は、経営規模拡大のためとのことです。

申請番号16号 所在は、武蔵町 [REDACTED] 地目は、田 面積1,051㎡です。渡人は、神奈川県横浜市 [REDACTED] 歳。受人は、武蔵町 [REDACTED] 歳です。申請事由は、渡人は県外在住で管理ができない農地を処分するもので、受人は、経営規模の拡大をするためです。

申請番号17号 所在は、安岐町 [REDACTED] 地目は、田 面積141㎡です。渡人は、安岐町 [REDACTED] 歳。受人は、安岐町 [REDACTED] 歳です。ここで次の申請番号18号とも関連がありますので、18号も併せて説明します。 所在は安岐町 [REDACTED] 地目は、田 地積は409㎡です。渡人は、安岐町 [REDACTED] 歳。受人は、安岐町 [REDACTED] 歳です。申請理由は、お互い自宅に近い農地の交換を行い、農作業の効率化と規模拡大及び縮小を図るものです。

続いて、申請番号19号 所在は、武蔵町 [REDACTED] 2筆で、2筆とも地目は、田 面積は、合わせて2,318㎡です。渡人は、武蔵町 [REDACTED]

| | |
|-----------|---|
| | <p>歳。受人 武蔵町</p> <p>歳です。渡人は、高齢のため管理が困難なため経営規模の拡大を図りたい受人に渡すものです。なお、この土地は、受人との間で利用権設定がすでになされています。</p> <p>続いて、担当農業委員さんの説明をいただきます。</p> |
| 議長 | |
| 1 1 番小縣委員 | <p>(申請番号 1 3 号)</p> <p>さんの子の農地をさんが親の代より耕作しており何も問題は無いと思われます。</p> |
| 3 1 番工藤委員 | <p>(申請番号 1 4 号)</p> <p>この田は、</p> <p>ほどの道路沿いにあり、さんは、永年教員をしており耕作は、永年さんがしており、今回売買の合意がなされたものであり何ら問題ないと思われます。</p> |
| 2 2 番臼井委員 | <p>(申請番号 1 5 号)</p> <p>現地は、</p> <p>ほどの畑で、長年耕作をされておらず、この土地にさんが果樹を植え耕作したいという事で問題無いと思ひます。</p> |
| 6 番都留委員 | <p>(申請番号 1 6 号)</p> <p>現地は、</p> <p>に行ったすぐの場所です。さんは、県外に住んでいて管理ができないということで、この農地をさんが以前から借りて、ハウスでねぎ栽培をしていました。今回売買の話ができたもので何ら問題ないものと思われます。</p> |
| 8 番麻生委員 | <p>(申請番号 1 7 ・ 1 8 号)</p> <p>さんとさんは、同級生で、家も近く話し合ひで決定したそうです。お互いに交換した方が利便性が良いということで、問題ないと思ひます。</p> |
| 議長 | <p>申請番号 1 9 号については、</p> <p>が該当者でありますので、一時退席をお願いします。</p> |
| 2 0 番末清委員 | <p>(申請番号 1 9 号)</p> <p>の川沿いの田です。これまでもさんが耕作していたが、さんが高齢により管理できないということで売買の話ができたものです。問題ないと思ひます</p> |
| 議長 | <p>申請番号 1 9 号について、ご意見・質疑等ありませんか。何も無いようですので承認される方の挙手を求めます。</p> |
| 委員 | <p>挙手</p> |
| 議長 | <p>挙手多数により申請番号 1 9 号を承認します。</p> <p>事務局は、退室中の</p> <p>を入室させてください。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 議長 | <p>入室・着席</p> <p>それでは、申請番号13号から18号までについてご意見・質疑等をお伺いします。</p> |
| 委員 議長 委員 議長 | <p>なし</p> <p>承認をされる方の挙手を求めます。</p> <p>挙手</p> <p>挙手多数により申請番号13号から18号まで承認します。</p> <p>次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>申請番号4号 所在地は、武蔵町 地 目は、田 面積145㎡です。申請人は、武蔵町 番地 歳です。転用目的は、一般住宅用地で建築面積は、95.24㎡です。申請人が借家住まいのため住宅を新築するものです。この土地は、第2種農地です。</p> |
| 議長 25番野地委員 | <p>それでは、担当農業委員の25番野地委員ご説明ください。</p> <p>場所はら200mほどの場所ですさんは、現在団地住まいであり、実家には母親が住んでいますが、高齢になりつつあることとさんのお子さんも成長されたということで、実家に帰って新築したいということです。新築場所は、本宅の裏庭ですが、面積が不足しているために隣の農地を少し使用したいという転用申請です。特に、隣地の了解も得ていますし支障ないと思います。</p> |
| 議長 委員 議長 | <p>それでは、何かご質疑等ございませんか。</p> <p>特になし</p> <p>それでは採決をします。</p> |
| 議長 | <p>挙手多数</p> <p>挙手多数により、議案第21号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第22号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局から説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、申請番号9番 武蔵町 地目 田 面積126㎡ 渡人は、京都市 。 受人は、武蔵町 です。一般住宅用地への転用で建築面積は、77.84㎡です。申請事由は、結婚のため住宅を新築したいということです。売買による所有権移転です。この土地は、第2種農地です。</p> <p>次に、申請番号10号 安岐町 地</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>目は、田で127㎡です。渡人は、福岡市 [] 歳。受人は、安岐町 [] 歳です。車3台分の駐車場127㎡への転用です。申請事由は、屋敷が狭く駐車スペースがないため、申請地を駐車場として利用したいとのことです。売買による所有権移転で、この土地は第2種農地です。</p> <p>続いて、国見町 []、地目 畑 739㎡です。渡人は、国見町 [] 歳 受人は、安岐町 [] 歳です。太陽光発電施設用地としての転用で、太陽光発電施設4段18列2基23kwです。申請事由は、現地は日当たりがよく太陽光発電に適しているため太陽光発電施設を設置するものです。売買による所有権移転で、この土地は、第2種農地です。</p> |
| <p>議長 5 番糸永委員</p> | <p>それでは、担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>申請番号9号のこの田は [] 小学校から2kmほどに位置し、周りが道路と河川に囲まれているため、特に支障がないものと思います。</p> |
| <p>33 番高橋委員</p> | <p>申請番号10号について、この土地は、県道 [] から武蔵方面に300mほどの場所です。この土地は、元々 [] 番地を分筆した三角形の土地で、利便性が悪い土地です。この隣に、 [] さんの宅地があり、車の駐車場として、利用したいということで問題ないものと思われます。</p> |
| <p>34 番坂本委員</p> | <p>申請番号11号について説明します。</p> <p>この土地は、国見町 [] 亭から600m程の場所です。 [] さんは、もう高齢で後継者もいないため管理ができないということで、今回安岐町の [] さんに売って [] さんは、太陽光発電をするということで問題ないと思います。</p> |
| <p>議長 委員 議長</p> | <p>それでは、議案第22号について質疑意見等ございませんか。</p> <p>質疑意見なし</p> <p>承認できる方の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数</p> |
| <p>議長 事務局</p> | <p>議案22号は、承認されました。</p> <p>それでは、議案第23号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が170筆207,259㎡ 畑が、16筆29,578㎡ 合計186筆 236,837㎡です。内訳ですが新規設定</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| | <p>170筆 217,717㎡ 更新設定が、16筆 19,120筆です。以下地区別、個別については、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>なにかご質疑等ございませんか。</p> <p>意見質疑なし</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>挙手多数</p> <p>議案第23号 農用地利用集積計画について承認します。</p> <p>それでは、議案第24号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p> <p>申請番号17号 国東町 [REDACTED] 田197㎡と同250 田94㎡の2筆で合わせて240㎡です。申請人は、国東町 [REDACTED] 非農地証明の申請です。以前は、田として利用されていたが、現在は、管理されておらず、雑木や雑草が生い茂り原野化している。ここは、農用地区域内農地です。</p> <p>続いて申請番号18号 国見町 [REDACTED] 畑179㎡です。申請人は、国見町 [REDACTED] [REDACTED] 登 [REDACTED] です。住宅建設当時から、宅地の一部となっており、耕作していない状態である。ここは、第2種農地です。</p> <p>それでは、担当農業委員より説明ください。</p> <p>申請番号17番は、 [REDACTED] 奥へ2kmほど上った所で、雑木や竹が生い茂っており農地としては利用できません。</p> <p>申請番号18番について説明します。ここは、 [REDACTED] から赤根方面に3kmほど上った場所にあり、宅地の以前から進入路となっており農地としての利用は不可能です。</p> <p>何か質疑等ございませんか。</p> <p>特になし</p> <p>それでは、採決します</p> <p>賛成多数</p> <p>議案第24号非農地証明書の交付については承認されました。</p> <p>続いて、議案第25号 農業生産法人に係る要件適格届出について事務局から説明ください。</p> <p>それでは、議案第25号について説明します。農地法第2条第3項の規程による農業生産法人の要件について、要件適格届書の提出があったので、承認求めるものです。申請番号2番です。申請人は、住所が、国東町 [REDACTED] で法人形態は、株式会社 名称は [REDACTED] [REDACTED] 資本金 [REDACTED] 万円 株式の</p> |
| 議長 委員 議長 | |
| 議長 | |
| 事務局 | |
| 議長 | |
| 27番黒木委員 | |
| 22番臼井委員 | |
| 議長 委員 議長 委員 議長 | |
| 事務局 | |

| | |
|---------|---|
| | <p>譲渡制限はあります。事業としては、1項 農業から6項までの農業関係事業です。構成員は、8名 常勤5名で150日以上従事が3名、60日以上従事が2名です。取得予定農地は、利用権設定により賃貸人1人で1.78haです。国東地域における葉菜類モデルとして雇用の拡大と加工品販売ルートを確保し国東ブランドの確立を目指すものです。</p> |
| 議長 | 取得農地はどこでしょうか。 |
| 事務局 | 農政課の事業で、[redacted]です。 |
| 議長 | わかりました。 |
| 14番江本委員 | 農地を取得後、転用と言うようなことはないのでしょうか。 |
| 事務局 | 今回は、利用権設定であって、転用は出来ません。もし転用するのであれば、4条、5条の申請を再度するということになります。 |
| 議長 | 国東市農政課の農業振興策の一事業なので心配はないと思われれます。 |
| 事務局 | 農業生産法人の事業計画を年1回の報告義務があり。資格認定を行います。 |
| 議長 | それでは、担当農業委員32番平塚委員にもご意見を伺います。 |
| 32番平塚委員 | [redacted]は、皆さんご存知の会社ですし今回農業法人として事業参入したいということで特に問題ないと思います。 |
| 議長 | 他にご意見質問等ございませんか。 |
| 委員 | 無し |
| 議長 | 承認される方の挙手を求めます。 |
| | 挙手多数 |
| 議長 | 挙手多数により議案第25号を承認します。 |
| | 続いて、報告事項 農地変更届について事務局説明ください。 |
| 事務局 | 農地変更届けが3件出ているので報告します。申請番号6号安岐町 [redacted] 田 268㎡です。申請人は、安岐町 [redacted] です。農業用倉庫 63.76㎡を申請地の1部設置するものです。この土地は、農用地区域内農地です。 |
| | 次に、申請番号7号 武蔵町 [redacted] 畑 287㎡です。申請人は、武蔵町 [redacted] [redacted] 倉庫 75.2㎡を申請地の1部に建築するものです。この農地は、第2種農地です。 |
| | 次に、申請番号8号 武蔵町 [redacted] 田 1,070㎡です。申請人は、武蔵町 [redacted] |

| | |
|---------|---|
| 議長 | <p>農業用倉庫 105.41 m²を建築し、残りの土地は、稲の育苗に使用予定ということです。</p> |
| 議長 | <p>この農地は、農用地区域内農地です。</p> |
| | <p>報告について、何か質疑等ございませんか。</p> |
| | <p>質疑等無し</p> |
| 事務局 | <p>それでは、協議事項に移ります。</p> |
| | <p>農地法 5 条申請進捗状況の確認について事務局より提案願います。</p> |
| | <p>別紙資料 をご覧ください。先般からご協議頂いている事項ですの、これまでの経緯についてまとめさせていただきました。</p> |
| | <p>の2件です、ご覧ください。</p> |
| | <p>左側半分が の方で、これが面積の多い方です。3月の総会で変更申請があがった分です。平成25年7月に申請があがりまして、農振除外が平成24年12月、平成25年7月の総会で承認、同年9月に転用の許可をしました。平成27年3月農転事業計画変更申請が出されています。</p> |
| | <p>右側は、 の方です。これは、平成26年3月に申請があがり、農振除外が、平成25年8月、平成26年3月に総会承認を経て平成26年転用許可が出されました。</p> |
| | <p>2件とも関連がありますので今後これらの案件についてどのようにすべきか協議をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>皆さんもご存じの先月変更申請と始末書が出されましたが、協議が整っていないものです。今回 農業委員会として最終的な結論をどう出すかということです。</p> |
| | <p>この案件は、以前からなかなか結論は出ないため、この問題を協議する小委員会的なものを作って現地調査等行い、協議していく手法はいかがでしょうか。担当農業委員だけでは、負担が大きすぎる面も勘案して、小委員会で、一定の方向を出していただき再度農業委員会総会にかけ審議いただくということについてご協議をお願いしたいと思います。</p> |
| 19番松永委員 | <p>皆さんの力をお借りして協議頂きたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>小委員会を作るということによろしいでしょうか。又、作るとしたら何人くらいが良いのでしょうか。</p> |
| | <p>事務局としての考えはありませんか。</p> |
| 事務局 | <p>総務委員8名と会長、代理の10名でいかがでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>事務局から10名という案が出ましたがいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>全員賛成</p> |
| 議長 | <p>それでは、今後のこの案件については、小委員会において協議</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>議長</p> | <p>を行いたいと思います。開催の日程調整等については、事務局にお願いいたします。</p> <p>本会終了後、小委員会メンバーと事務局で日程調整等行いたいと思います。</p> <p>全員了解</p> <p>以上をもちまして本日の議事を終了します</p> |
|--------------------------------|--|